

記入例

※ 避難確保計画を提出する際は、必ずこの用紙を添付してください。

施設名	本庄市立いずみ保育所
所在地	本庄市小島5丁目5番45号
連絡先	(電話) 〇〇—×××× (メール) 〇〇〇@×××.jp

チェック項目	ページ	施設	市 市
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達			
◆防災情報（気象情報・避難情報等）の、収集・伝達が記載されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◇市役所が行う避難情報の伝達方法が記載されているか。			<input type="checkbox"/>
◆誰がどうやって何の情報を収集し、誰にどうやって伝達するか明確に記載されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆避難準備・高齢者等避難開始の発令で、避難行動をとることとなっているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆避難準備・高齢者等避難開始の発令がない場合でも、避難の判断ができる複数の判断材料を設定しているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆夜間・休日における避難・誘導方法が記載されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆利用者等の避難誘導員が確保されているか。		■	<input type="checkbox"/>
(イ) 避難誘導			
◆緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆設定されている避難先が利用者等の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか。		■	<input type="checkbox"/>
◇避難場所が記載されているか。			<input type="checkbox"/>
◆浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難経路の設定となっているか。		■	<input type="checkbox"/>
◇市役所が把握する避難障害となる経路を設定していないか。 (浸水想定区域、土砂災害警戒区域、アンダーパス等)			<input type="checkbox"/>
◆避難経路の途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難経路を検討しているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されているか。		■	<input type="checkbox"/>

記入例

(ウ) 施設設備

◆気象情報、避難情報等入手するための設備が記載されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆夜間の避難を想定し、そのために必要な設備が記載されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆屋内避難の長期化に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか。		■	<input type="checkbox"/>

(エ) 教育、訓練

◆洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集し、共有するため、機器の操作や作業に係る訓練（情報受伝達訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆利用者等を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆水害や土砂災害の危険性が高まる出水期（6月1日から10月31日）までに施設職員の対応力が高まるよう、教育、訓練の時期が設定されているか。		■	<input type="checkbox"/>
◆新規に採用された職員等が対応できるよう、その職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか。		■	<input type="checkbox"/>

(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）

◆自衛水防組織を統括する統括管理者が記載されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆情報収集及び伝達、利用者の避難誘導が自衛水防組織の業務として記載されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆班体制について、班長、班員が記載され、それぞれの任務が記載されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆自衛水防組織の構成員に対する、教育・訓練が上記（エ）に準じて設定されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 避難情報の制度変更があった場合には、その変更に合わせて対応をお願いします。
制度変更後、避難確保計画の再提出の必要はありません。

市役所	経過欄

避難確保計画

【施設名：本庄市立いずみ保育所
本庄市立発達教育支援センターすきっぷ】

令和 年 月 日 作成

記入例

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図		
	避難場所①		別紙 1-1
	避難場所②		別紙 1-2
	施設内の避難経路図	4	別紙 2
4	防災体制	5	様式 2
5	情報収集・伝達	6	様式 3
6	避難誘導	7	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	8	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	8	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	9	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	11	様式 8
12	緊急連絡網	12	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	様式 10
14	防災体制一覧表	13	様式 11

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	14	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	15	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	15	

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づき、本施設の利用者の洪水時等土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、

水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を本庄市長へ土砂災害防止法第8条の2第2項報告する。

3 計画の適用範囲

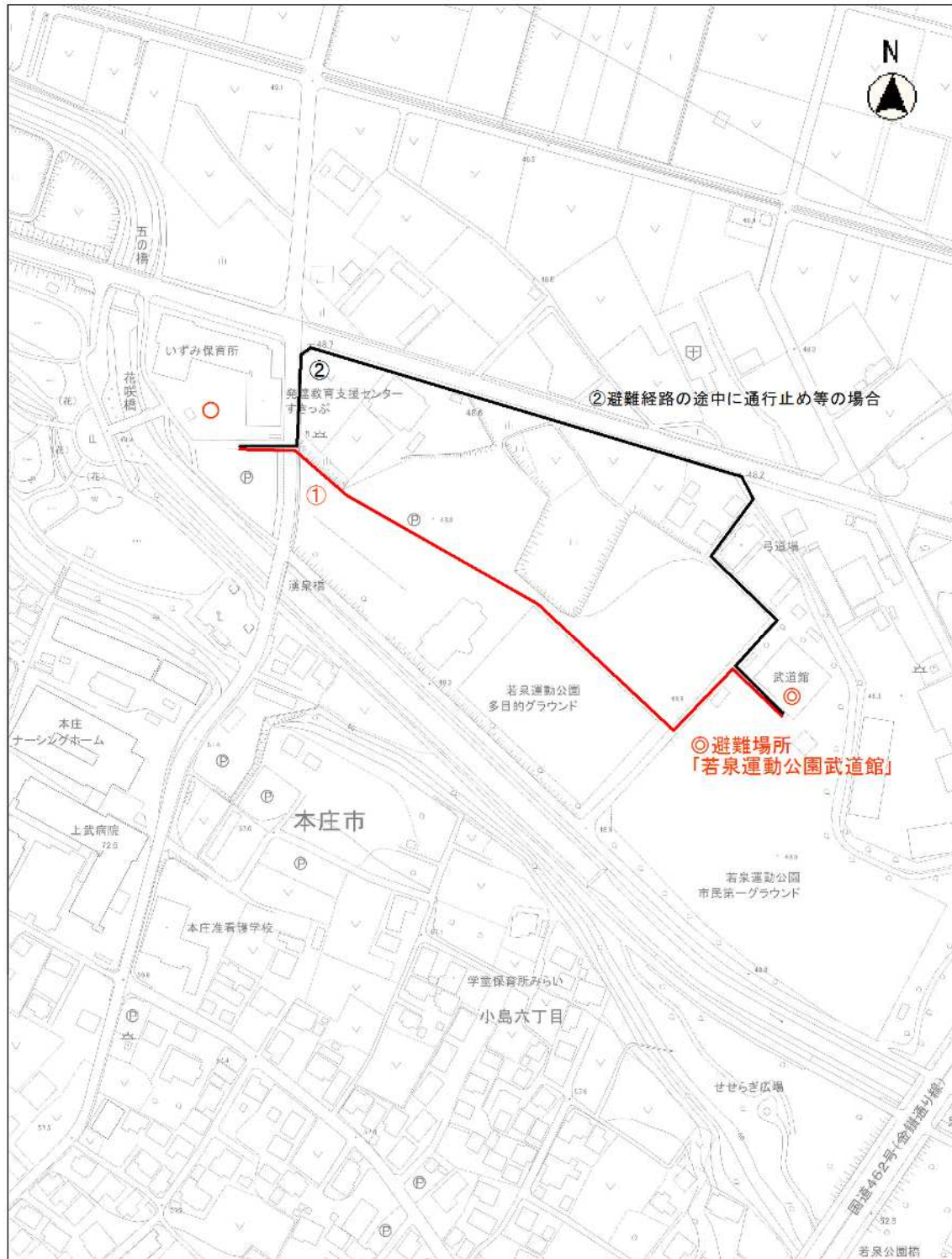
この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 110 名	昼間 50 名	休日 10 名	休日 3 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

【施設周辺の避難経路図 避難場所①】

屋外避難経路図

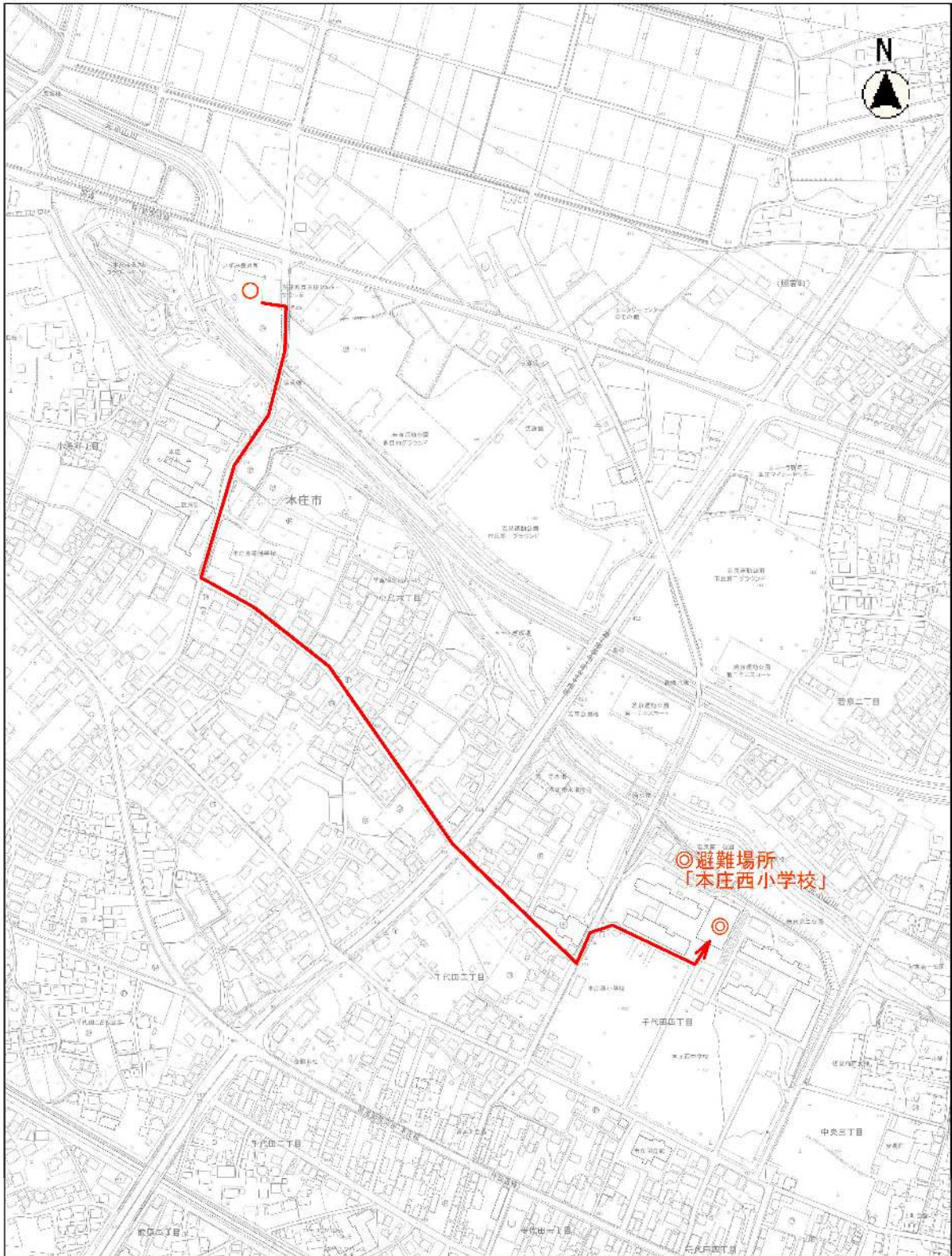


縮尺 1 : 2500

2015.05.06 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160

【施設周辺の避難経路図 避難場所②】

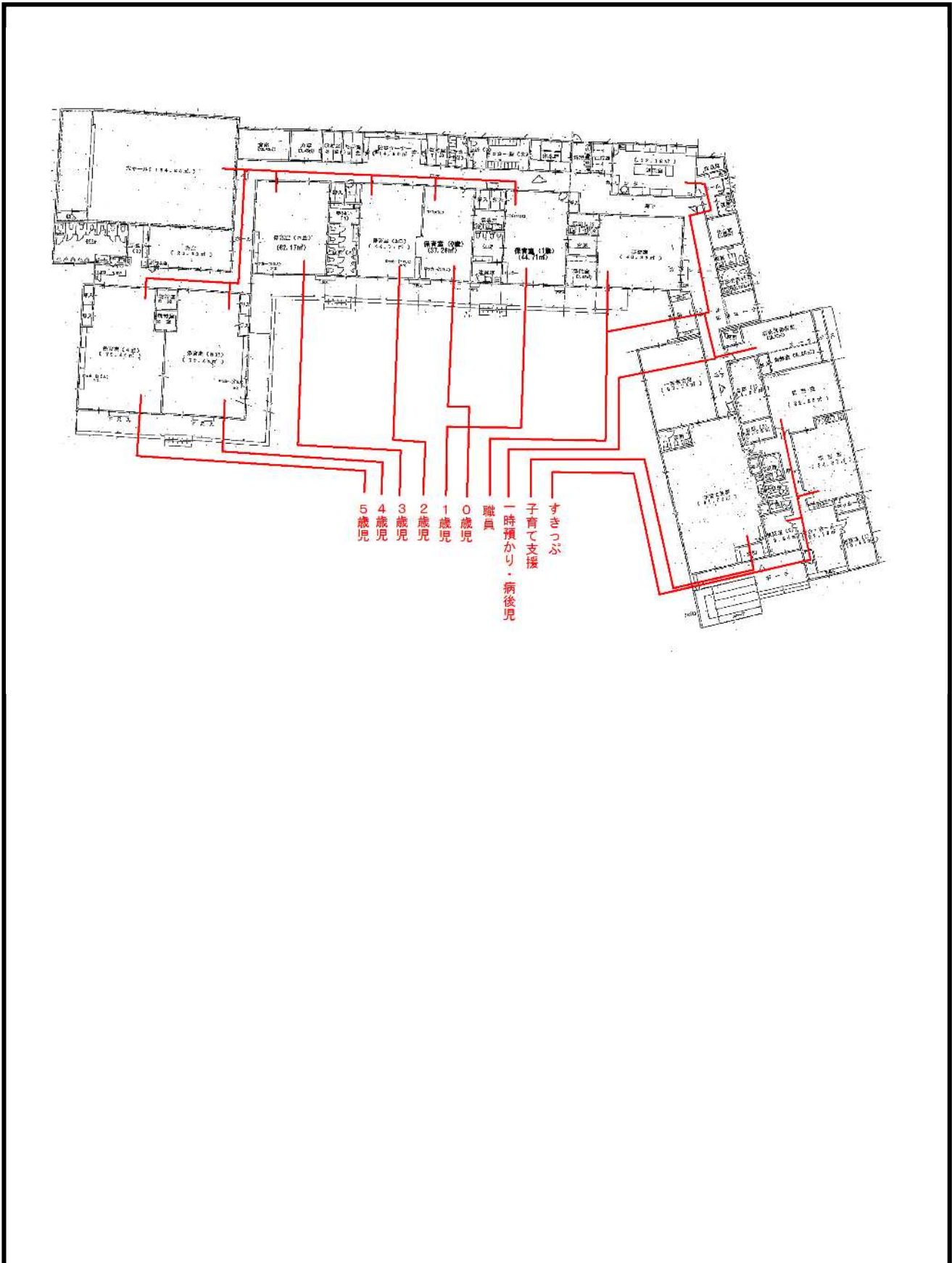
屋外避難経路図



記入例

【施設内の避難経路図】

※施設内のより安全な場所の指定や施設外への避難経路を明示



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	事柄	対応する班 など	活動内容
注意体制	大雨注意報発表	情報収集伝達要員	統括管理者から各班に連絡 (連絡体制確立)
			気象情報の入手 ・テレビ・インターネット ・埼玉県防災情報メール
警戒体制	大雨警報、洪水警報発表	情報収集伝達要員	・利用者などへの管内放送 ・入院(所)者家族などへの連絡
			気象情報の入手 ・テレビ・インターネット ・埼玉県防災情報メール
		避難誘導要員	・周辺住民への協力依頼 ・降雨の様子や浸水の状況などを監視 資機材の準備・避難経路の確認
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報発表 ・避難情報の発令 (避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)) ・施設周辺で危険な状況が確認された場合 	情報収集伝達要員	避難情報の入手 ・防災行政無線放送 ・防災行政無線メール配信サービス ・テレ玉データ放送 ・本庄市ホームページ
			洪水予報・水位到達情報の入手 ・川の防災情報ホームページ ・埼玉県川の防災メール
			館内放送等 (利用者などに発令内容等を伝達)
			避難に関する指示を伝達
	避難誘導要員	利用者を避難先に避難誘導 避難状況の把握・避難もれ等の確認	
施設への著しい浸水など	情報収集伝達要員	消防署などの公的機関に応援を要請	

※避難情報の制度変更があった場合には、その変更に合わせて対応を行う。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにより情報を収集する ・平時から本庄市の防災行政無線メール配信サービスに登録しておき、避難情報を収集する。 ・平時から埼玉県川の防災メールに登録しておき、洪水予報や水位到達情報を収集する。 ・テレビ・ラジオ等から情報を収集する。 ・施設周辺の状況を目視で確認する。
洪水予報・水位到達情報	
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	

※避難情報の制度変更があった場合には、その変更に合わせて対応を行うこと。

(2) 情報伝達

ア「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 緊急連絡網については様式8、9、10に定める。

(3) 市役所からの避難情報伝達

市役所からの避難情報については、以下の登録先に伝達される。

(施設の電子メールアドレスで防災行政無線メール配信サービスに登録したものを記載する。)

登録先	電子メールアドレス	〇〇〇@×××.jp
-----	-----------	------------

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1-1・1-2【施設周辺の避難経路図】及び別紙 2【施設内の避難経路図】」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

周辺の「~~浸水・土砂災害~~」の状況や利用者の健康状態等により避難場所①「~~_____~~」や避難場所②「~~_____~~」への避難が困難な場合には、~~_____~~一時避難場所として本施設の屋上等のより安全な場所へ避難する。

屋上等の安全な場所がないため、削除しています。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所①	本庄市小島 「若泉運動公園武道館」	約 350 m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
避難場所②	本庄市千代田 「本庄西小学校」	約 1,000 m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
一時避難場所			

(4) 避難誘導方法

ア 以下の事項について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

- (ア) 施設への「~~浸水・土砂災害~~」の危険に関すること。
- (イ) 避難を開始すること。
- (ウ) 誘導員の指示に従うこと。
- (エ) エレベーター等は使用しないこと。

イ 避難場所①（若泉運動公園武道館）、避難場所②（本庄西小学校）までの順路、道路状況について説明する。

ウ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

エ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

オ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

カ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

キ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> おやつ <input checked="" type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--

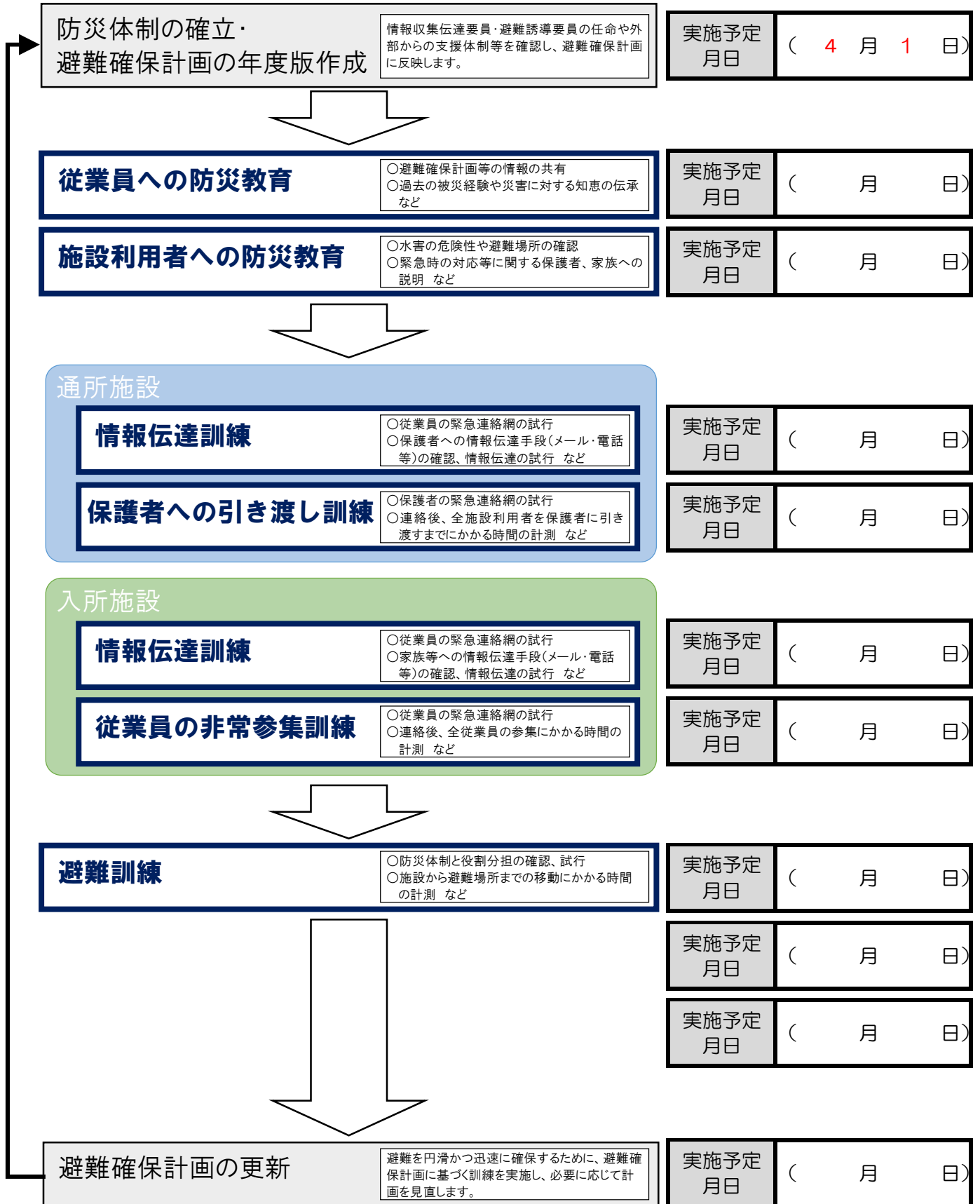
8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項 ※自衛水防組織を設置する場合のみ

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - イ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を本庄市長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



記入例

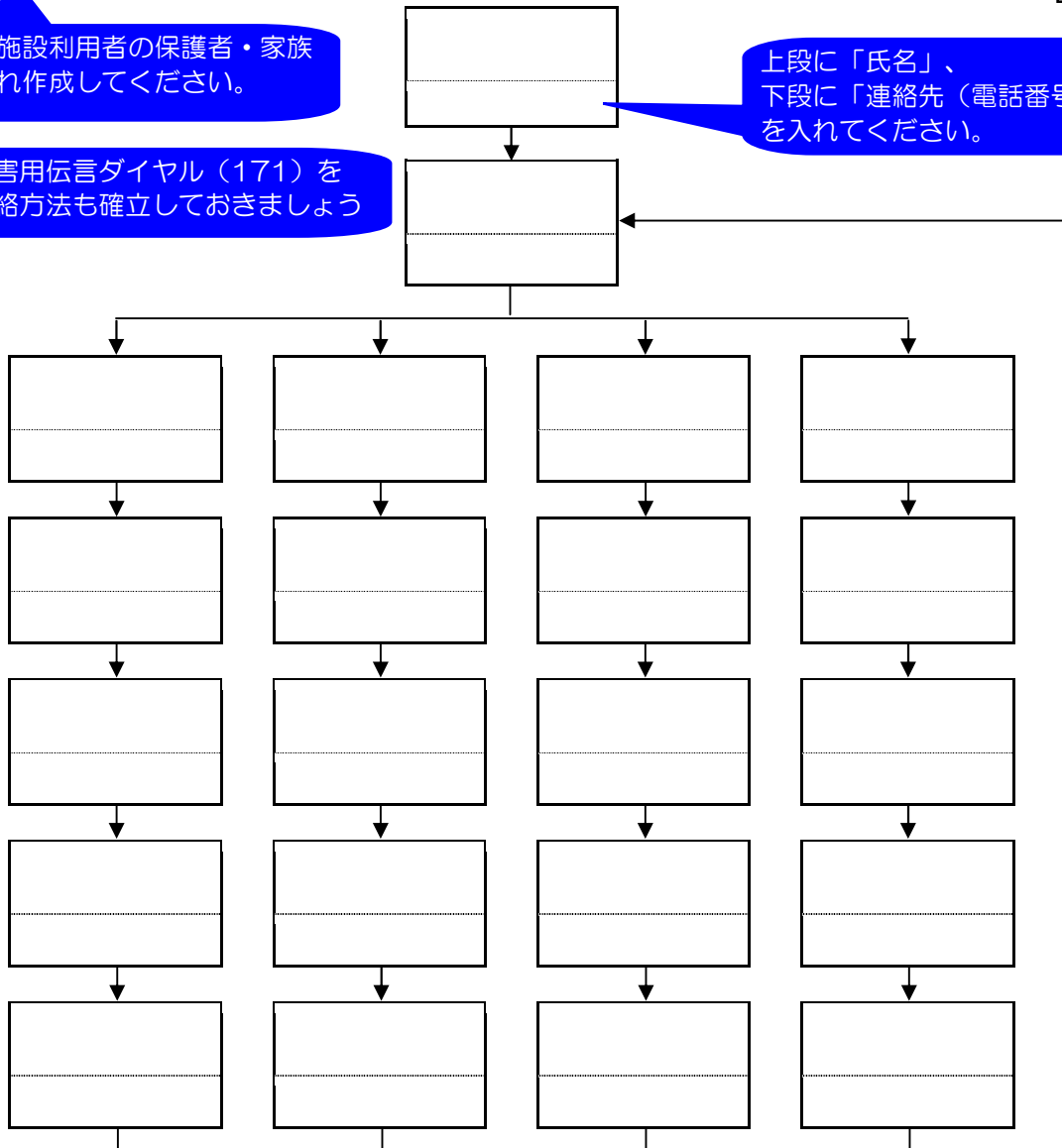
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
消防署					
警察署					
市役所					
県土整備事務所					
近隣施設					

管理権限者 (**いずみ保育所**) (代行者 **いずみ保育所**)
所長 **主任**)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (〇〇 〇〇)	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 気象情報、土砂災害警戒情報等の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (8) 名	
	・	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 (×× ××)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (38) 名	
	・	
	・	
	・	
	・	

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

記入例

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料